

隊友会の支援要領について（通達）

昭和 47 年 2 月 24 日
陸幕 1 第 87 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 昭和 54 年 4 月 28 日陸幕人計第 120 号
昭和 57 年 6 月 18 日陸幕人計第 269 号 昭和 60 年 12 月 21 日陸幕法第 183 号
平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号 平成 7 年 3 月 23 日陸幕人計第 95 号
平成 8 年 5 月 28 日陸幕人計第 151 号 平成 10 年 7 月 29 日陸幕人計第 240 号
平成 11 年 3 月 24 日陸幕人計第 83 号 平成 12 年 3 月 16 日陸幕人計第 97 号
平成 14 年 4 月 25 日陸幕人計第 152 号 平成 18 年 3 月 24 日陸幕人計第 128 号
平成 18 年 7 月 28 日陸幕人計第 355 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 20 年 3 月 25 日陸幕人計第 157 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 26 年 3 月 25 日陸幕人計第 167 号 平成 28 年 3 月 16 日陸幕人計第 169 号
平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 162 号 平成 30 年 3 月 13 日陸幕法第 104 号
平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号 令和元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号
令和 3 年 3 月 12 日陸幕法第 101 号

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長

殿

各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 31）

隊友会の支援要領について（通達）

標記について、47.4. 1 から別紙により実施されたい。

陸上自衛隊は、隊友会の発足以来、全面的に支援を行って来たが、全退職者に対する入会者の状況及び同会の組織、財政基盤等は必ずしも十分とはいえない現況にかんがみ、その育成につき積極的に指導されたい。

なお、「隊友会の支援要領に関する通達」（陸幕発募第 133 号 34.12.4 例規 31）、「隊友会賛助会員加入等細部要領に関する通達」（陸幕発募第 3 号 35.1.14 例規 31）、「隊友会の趣旨周知および入会の勧奨について（通達）」（陸幕 1 第 652 号 40.12.27）、「隊友会賛助会員費、納入時の記載要領について（通達）」（陸幕 1 第 165 号 42.3.6）及び「退職者の隊友会入会手続き等について（通達）」（陸幕 1 第 374 号 43.5.13）は廃止する。

隊友会の支援要領

1 方針

隊友会（以下「会」という。）は、自衛隊協力団体の中核である設立趣旨にかんがみ、その着実な発展と活動を期待するため、次に掲げる事項につき隊務運営に支障のない範囲の支援を行う。

- (1) 在職者に対する会の趣旨及び活動の普及
- (2) 退職者に対する正会員入会の勧誘
- (3) 在職者に対する賛助会員入会の勧誘
- (4) 会の地域組織強化のための支援
- (5) 会が行う行事等の協力支援

2 支援の担当

(1) 会との窓口

地方協力本部長（複数の都道府県隊友会をもって構成された地方組織にあつては方面総監、師団長及び旅団長）を通じて行うことを本則とする。

(2) 会員の勧誘及び入会手続等

部隊等の長（陸上幕僚監部における部長、監察官、法務官及び警務管理官を含む。以下同じ。）が協力する。

(3) 隊友会担当者

部隊等の長又は駐屯地司令は、会費の徴収及び送付等のためそれぞれ部隊等隊友会担当者又は駐屯地隊友会担当者を指定する。

3 実施要領

(1) 会の趣旨及び活動の普及

ア 駐屯地司令は、会の現況及び活動状況に関する情報資料を、駐屯地の所在部隊等の長に提供する。

イ 部隊等の長は、別送する「隊友会規則類集」（以下「会規則類集」という。）及び前アの資料（陸上幕僚監部、中央病院及び地方協力本部長にあつては隊友会から直接送付される資料）に基づき在職者特に幹部に対して、会の目的、事業及び活動状況等を周知徹底し、在隊間から自衛隊と会との連帯感をもたせるよう指導する。

(2) 正会員入会の勧誘

部隊等の長は、退職者個々について離隊するまでに、入会勧誘を行い、特に幹部退職者については、努めて率先入会するよう勧誘する。この際、入会勧誘において会費の納入については、10年、15年又は20年の期間の一括前納を推奨する。

また、入会希望者に対しては、次に掲げる特典につき周知させ、便宜を与える。

- ア 各種の隊友会団体保険への加入
- イ 防衛省共済組合等各施設の利用
- ウ 隊友会提携施設等の利用

- (3) 正会員への入会手続
付紙第1のとおり。
- (4) 賛助会員入会の勧誘
部隊等の長は、在職者に対して、会の設立趣旨に賛同し、その財政と活動を支援するために、賛助会員の制度が設けられたことを周知徹底させ、全員が賛助する気風の醸成に努める。
- (5) 賛助会員への入会手続及び会費の徴収
付紙第2のとおり。
- (6) 会の地域組織強化のための支援
 - ア 地方協力本部長は、都道府県隊友会（以下「県隊友会」という。）の相談役となり、会が努めて早期に自立運営できることを目標に、県隊友会長と調整して次の事項について県隊友会を支援する。
 - (ア) 会員カードの会本部事務局からの受理及び県隊友会への送付
 - (イ) その他県隊友会長から依頼のあった事項
 - イ 予備自衛官及び即応予備自衛官の訓練招集部隊等の長並びに予備自衛官補の教育訓練招集部隊等の長は、訓練招集及び教育訓練招集時に地方協力本部長を通じ、県隊友会の役員を招致して、次に掲げる便宜を与える。
 - (ア) 隊友会未加入の予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）に対する入会勧誘
 - (イ) 既入会予備自衛官等の会費徴収
 - (ウ) 各種の隊友会団体保険への加入、防衛省共済組合等各施設の利用及び隊友会提携施設等の利用の特典の周知
 - (エ) 予備自衛官等福祉支援制度への入会勧誘
- (7) 会が行う行事等の協力支援
陸上自衛隊の広報活動に関する達（陸上自衛隊達第31—1号）第3章に基づき優先的に支援する。
- (8) その他
 - ア 隊友会入会申込書兼会員カード、会費領収証、郵便振替払込書及び賛助会員入会申込書兼会員証は、駐屯地等单位で会本部から一括交付される。
 - イ 正会員会員証は、帰住先県隊友会長から直接入会者に交付させる。

正会員への入会手続

- 1 部隊等の長は、隊友会担当者に命じて入会を希望する退職者から入会申込書兼正会員カード及び初年度会費（会費額等は会規則類集のとおり。）を受け付け、引替えに会費領収証を交付させるとともに、徴収した会費は、月ごとにまとめて連名簿（属紙第 1） 2 部及び入会申込書兼会員カードを付し駐屯地司令に送付する。
- 2 駐屯地司令は、隊友会担当者に命じて駐屯地所在部隊等の会費を取りまとめ、会費集計表（属紙第 2）、前項の連名簿及び入会申込書兼会員カードとともに、翌月 10 日までに会本部事務局長に送付する。なお、送金方法は、銀行振込（みずほ銀行東京営業部、公益社団法人隊友会普通預金口座 4779064）又は郵便振替（振替口座 00150—7—70471、加入者公益社団法人隊友会）によるものとし、銀行振込についての送金手数料は、取りまとめた会費のうちから支払う。ただし、市ヶ谷駐屯地司令は、前記にかかわらず翌月 10 日までに直接会本部事務局長に手渡させる。
- 3 中央病院長、地方協力本部長及び駐屯地から遠隔している分屯地司令は、駐屯地司令に準じてその職務を行う。

賛助会員への入会手続及び賛助会費の徴収

- 1 部隊等における入会の手続及び賛助会費の徴収は、毎年6月に行う。
- 2 部隊等の長は、隊友会担当者に命じて、賛助会員及び入会者から次の各号により会費を聴取し、引換えに会本発行の入会申込書兼賛助会員証を交付し、連名簿（属紙第3）1部を作成させる。
 - （1）幹部自衛官及び准陸尉並びに行政職（一）2級（同相当級を含む。）以上（以下「幹部」という。）の年会費は500円、陸曹及び陸士並びに行政職（一）1級（同相当級を含む。）（以下「曹士」という。）の年会費は300円とする。
 - （2）前号において、会費の納入額が幹部にあつては5,000円、曹士にあつては3,000円に達した場合には、じ後の会費を免除することができる。
 - （3）曹士であつた者が幹部に昇任したときにおいて、納入額が3,000円（10年）に達している場合は年会費の徴収を要しないものとし、3,000円に満たない場合は幹部に昇任した年以降、通算して10年の期間になるまで年会費500円を徴収する。
- 3 駐屯地司令は、隊友会担当者に命じて、前項の連名簿を保管させるとともに、駐屯地所在部隊等の会費を取りまとめ、会費集計表（属紙第4）2部を付し6月末までに会本部事務局長に送付する。

なお、送金方法は、正会員入会費の送金方法に準ずる。
- 4 中央病院長、地方協力本部長及び駐屯地から遠隔している分屯地司令は、駐屯地司令に準じてその職務を行う。

隊友会正会員会費集計表（退職時入会者分）

令和 年 月 日
 部 隊 等 名
 隊友会担当者階級・氏名

(年 月 日)

区分 部 隊 等 名	会 費								計	
	年会費		一括前納（10%割引）							
			10年		15年		20年			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
		円		円		円		円		円
合 計		円		円		円		円		⑦ 円
送金手数料 ①										
送 金 ⑦-①										
		送金方法								

寸法：日本産業規格A4

記入要領

送金方法欄は、a（銀行振込）、b（郵便振替）、c（隊友会本部に手渡し）のいずれかを記入する。

隊友会賛助会員会費集計表

年 月 日

駐屯地隊友会担当者 氏 名

区分 部隊等名	階 級	在 籍 人 員			会 費 免 除 人 員			今 年 度 納 入 人 員			今年度納入金額
		自衛官	事務官等	計	自衛官	事務官等	計	自衛官	事務官等	計	
	幹・准										
	曹・士										
	計										
	幹・准										
	曹・士										
	計										
	幹・准										
	曹・士										
	計										
	幹・准										
	曹・士										
	計										
合 計											

寸法：日本産業規格A4

注：事務官等のうち、行政職(一)2級(同相当級を含む。)以上は幹・准欄に、行政職(一)1級(同相当級を含む。)は曹・士欄に記入する。